

○国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年五月一日政令第百七十八号）

一部改正 平成二十七年 八月二十八日政令第三〇四号

国家戦略特別区域を定める政令をここに公布する。

国家戦略特別区域を定める政令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域法第二条第一項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 宮城県仙台市の区域
- 二 秋田県仙北市の区域
- 三 千葉県成田市、東京都及び神奈川県の区域
- 四 新潟県新潟市の区域
- 五 愛知県の区域
- 六 京都府、大阪府及び兵庫県の区域

七 兵庫県養父市の区域

八 福岡県福岡市の区域

九 沖縄県の区域

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年八月二八日政令第三〇四号）

この政令は、公布の日から施行する。